

# 自然公園法の概要

**目的**：我が国を代表する優れた**自然の風景地を保護**するとともに、その**利用**の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、**生物の多様性の確保**に寄与する

## 国立公園

我が国を代表するに足りる傑出した自然の風景地  
(環境大臣が指定し国が管理) **国土の5.8%**

## 国定公園

国立公園に準ずる自然の風景地  
(環境大臣が指定し都道府県が管理) **国土の3.9%**

## 公園計画

(環境大臣が関係都道府県及び審議会の意見を聴いて決定)

### <保護<u>保護</u>に関する計画> (行為規制に関するゾーニング)

- ・ **特別保護地区**：特別地域内で特に嚴重に景観の維持を図る必要のある地区。
- ・ **特別地域**：優れた風致景観を有する陸域。第1種、第2種、第3種に区分。
- ・ **海域公園地区**：優れた海域景観の維持及び適正な利用を図る地域。
- ・ **普通地域**：特別地域及び海域公園地区以外の地域。

建築物の新改増築  
木竹の伐採  
土石の採取 等

許可制

事前届出制

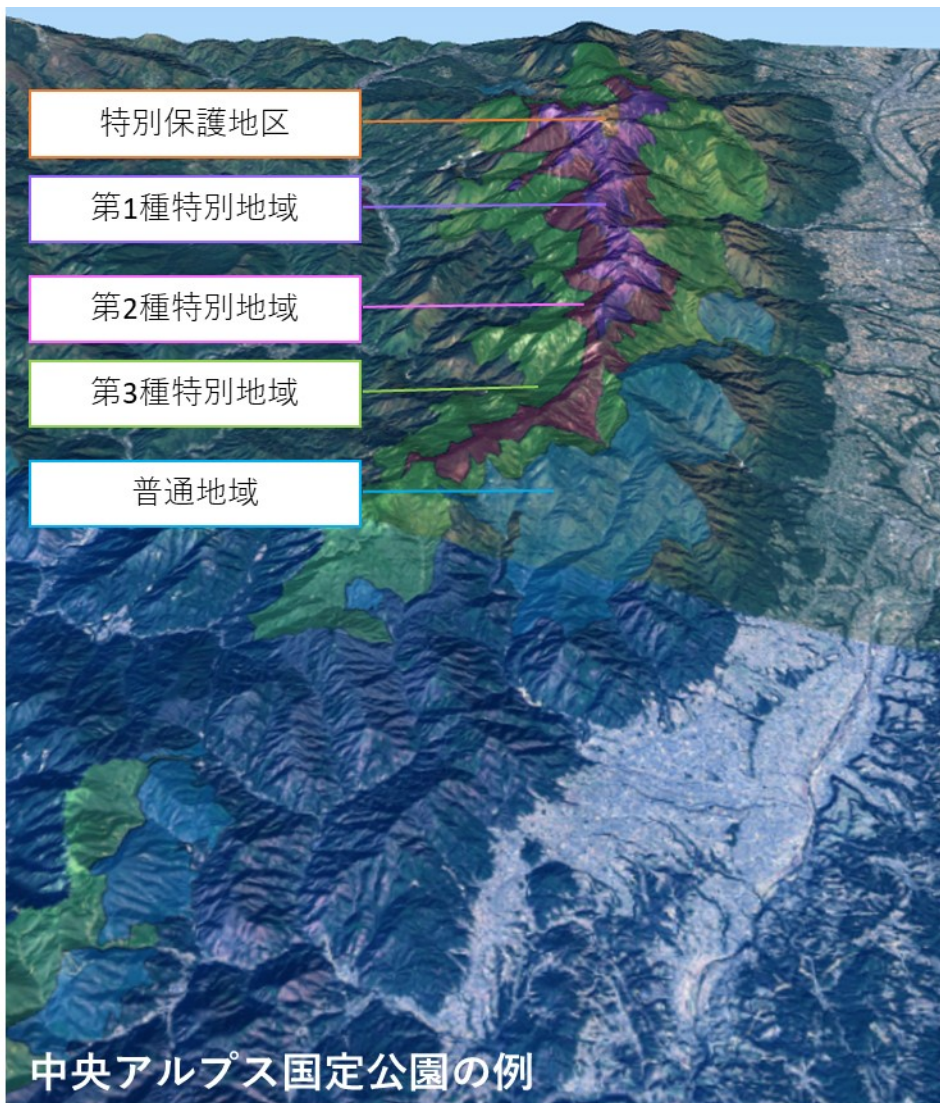
### <利用<u>利用</u>(公園事業)に関する計画> (国立公園にふさわしい利用を推進するための施設整備)

- ・ **道路**
- ・ **園地**
- ・ **宿舎**
- ・ **野営場** 等

- ・ 国立公園事業は国が執行する
  - 地方公共団体は環境大臣に協議して国立公園事業の一部を執行することができる
  - 民間事業者は環境大臣の認可を受けて国立公園事業の一部を執行することができる

認可制

# 国立公園の仕組み ゾーニングによる各種行為との調整



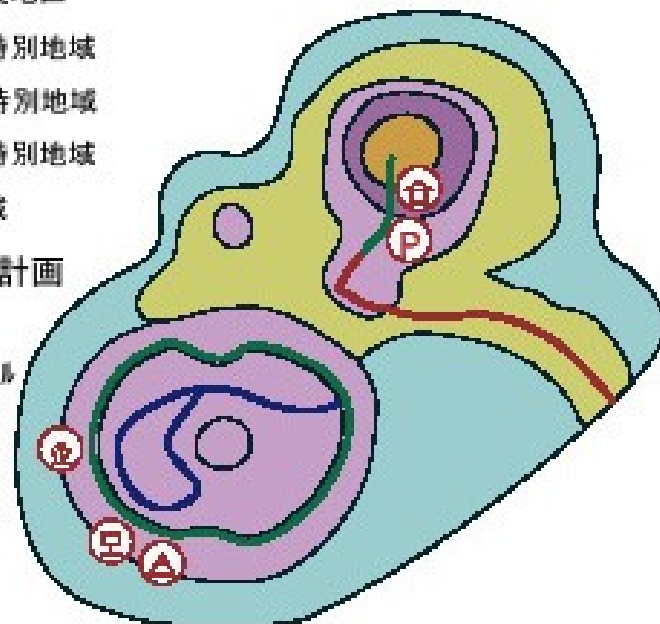
- 保護のための規制は、厳正に保護する特別保護地区から、大規模な開発のみを規制する普通地域まで、地域の自然環境と農林水産業など利用の状況に配慮して設定
- 自然環境の状況に合わせて、適切な地種区分を設定する

## 保護のための計画

- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 普通地域

## 利用のための計画

- 園地
- 山小屋・軒
- キャンプ場
- 駐車場
- ビジターセンター
- 車道
- 歩道
- 遊覧船



※海域は海域公園地区と普通地域の2種類

# 国立公園の仕組み ゾーニングによる各種行為との調整

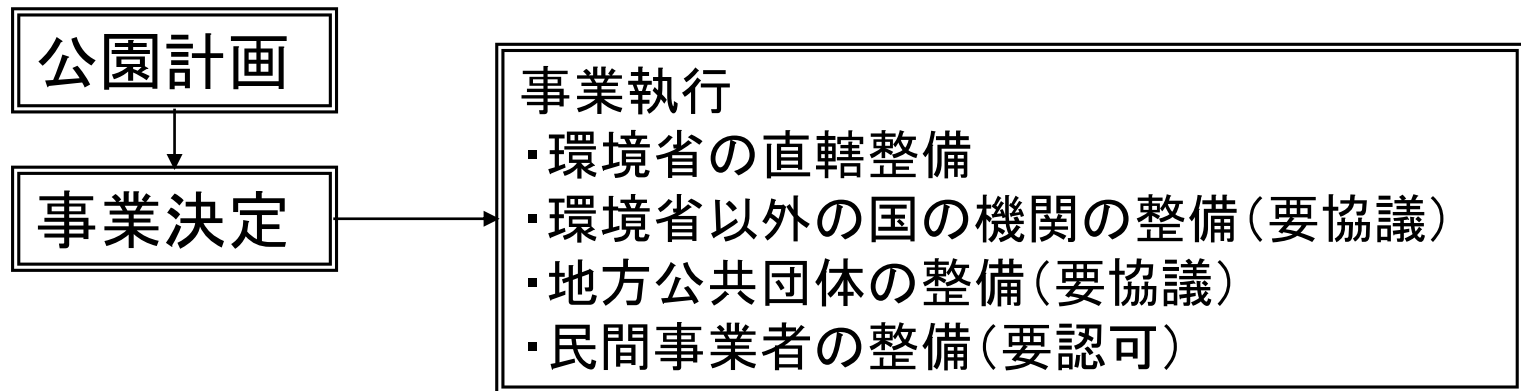
国立公園の陸域は5段階、海域は2段階のゾーニングを行い、段階的に開発行為に対応。

地種区分	概要	審査基準の例	植生等の例
特別保護地区	公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。	工作物新築：原則不許可 木竹伐採：原則不許可	高山植物、原生林等
第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。	工作物新築：原則不許可 木竹伐採：単木択伐のみ許可	天然林等
第2種特別地域	農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。	工作物新築：建坪率、容積率、高さ等の基準に応じて許可 木竹の伐採：2ha以内の皆伐等の基準に応じて許可	二次林等
第3種特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ない地域。	工作物の新築：第2種よりも緩い建坪率、容積率等に応じて許可 木竹の伐採：要件を定めない（大面積の皆伐が可能）	人工林、農耕地等
海域公園地区	優れた海域景観の維持及び適正な利用を図る海域	工作物新築：原則不許可 ※動植物の採取や動力船の規制はオプション	サンゴ、藻場、干潟、岩礁等
普通地域	特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）といえる。	一定規模以上の工作物新築等については届出制	集落、農耕地、海域





公園事業：公園計画に基づいて執行する事業であって、国立公園又は国定公園の保護又は利用のための施設（具体的な種類は政令で指定）（法第2条）



※協議・認可の審査を通じて、  
国立公園にとって良い施設となるようにする

- ・国立公園の保護又は利用のための施設の整備は、公園計画に基づき、公園事業の執行として積極的に推進
- ・公園事業は国（環境省以外を含む）が執行するものとし、他の主体は公園事業の一部を執行することができる（法第10条）



# 公園事業施設の別（利用のための施設）

休憩所、宿舎



公衆便所



博物展示施設（ビクターセンター）



歩道（木道）

